木城町告示第19号

令和８年第７回木城町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和８年８月28日

木城町長　半渡　英俊

１　期　日　　令和８年９月４日（金）午前９時

２　場　所　　木城町議会議場

○開会日に応招した議員

矢野　哲也君	荒川　　浩君
久保富士子君	桑原　勝広君
中武　良雄君	後藤　和実君
甲斐　政治君	中竹　義一君
眞鍋　　博君	

○９月７日に応招した議員

同上

○９月11日に応招した議員

同上

○応招しなかった議員

令和８年　第７回（定例）木　城　町　議　会　会　議　録（第１日）

令和８年９月４日（金曜日）

議事日程（第１号）

令和８年９月４日　午前９時00分開会

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期の決定

日程第３　諸報告

１）議長の諸般の報告

①議長の会務報告

②例月現金出納検査結果の報告

③議員派遣の報告

２）町長の行政報告

①町長の政務報告

②報告第４号　令和７年度健全化判断比率について

③報告第５号　令和７年度資金不足比率について

３）その他の行政報告

①報告第６号　教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について

日程第４　議案第53号　令和７年度木城町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第５　議案第54号　令和７年度木城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第６　議案第55号　令和７年度木城町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第７　議案第56号　令和７年度木城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第８　議案第57号　令和７年度木城町簡易水道事業会計決算認定について

日程第９　議案第58号　令和７年度木城町下水道事業会計決算認定について

日程第10　議案第59号　令和７年度木城町簡易水道事業会計未処理欠損金の処理について

日程第11　議案第60号　令和７年度木城町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

日程第12　議案第61号　木城町立義務教育学校の施設使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13　議案第62号　令和８年度木城町一般会計補正予算（第６号）

日程第14　議案第63号　令和８年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）
日程第15　議案第64号　令和８年度木城町介護保険特別会計補正予算（第２号）
日程第16　議案第65号　令和８年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
日程第17　議案第66号　教育委員会教育長の任命について
日程第18　決算審査報告
日程第19　決算審査特別委員会の設置及び委員の選任
日程第20　委員会付託の省略
日程第21　議案に対する質疑
日程第22　各常任委員会・特別委員会議案審査付託
日程第23　散会

本日の会議に付した事件

日程第１　会議録署名議員の指名
日程第２　会期の決定
日程第３　諸報告
　１）議長の諸般の報告
　　①議長の会務報告
　　②例月現金出納検査結果の報告
　　③議員派遣の報告
　２）町長の行政報告
　　①町長の政務報告
　　②報告第４号　令和７年度健全化判断比率について
　　③報告第５号　令和７年度資金不足比率について
　３）その他の行政報告
　　①報告第６号　教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について
日程第４　議案第53号　令和７年度木城町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第５　議案第54号　令和７年度木城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第６　議案第55号　令和７年度木城町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第７　議案第56号　令和７年度木城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第８　議案第57号　令和７年度木城町簡易水道事業会計決算認定について

日程第９　議案第58号　令和７年度木城町下水道事業会計決算認定について
日程第10　議案第59号　令和７年度木城町簡易水道事業会計未処理欠損金の処理について
日程第11　議案第60号　令和７年度木城町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
日程第12　議案第61号　木城町立義務教育学校の施設使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
日程第13　議案第62号　令和８年度木城町一般会計補正予算（第６号）
日程第14　議案第63号　令和８年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）
日程第15　議案第64号　令和８年度木城町介護保険特別会計補正予算（第２号）
日程第16　議案第65号　令和８年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
日程第17　議案第66号　教育委員会教育長の任命について
日程第18　決算審査報告
日程第19　決算審査特別委員会の設置及び委員の選任
日程第20　委員会付託の省略
日程第21　議案に対する質疑
日程第22　各常任委員会・特別委員会議案審査付託
日程第23　散会

出席議員（９名）

１番　矢野　哲也君	２番　荒川　　浩君
３番　久保富士子君	５番　桑原　勝広君
６番　中武　良雄君	７番　後藤　和実君
９番　甲斐　政治君	10番　中竹　義一君
11番　眞鍋　　博君	

欠席議員（なし）

欠　　員（１名）

事務局出席職員職氏名

事務局長　黒木　宏樹君　　議事調査係長　日髙　真衣君
書　　記　岩元　　遥君

説明のため出席した者の職氏名

町長	半渡　英俊君	副町長	萩原　一也君
教育長	恵利　修二君	総務財政課長	小野　浩司君
会計管理者	森　　水琴君	地域政策課長	平野　大輔君
建設水道課長	長友　　渉君	教育課長	谷岡　　潔君
税務課長	長友　三保君	福祉共生課長	壱岐　和寿君
町民課長	西田　誠司君	健康保険課長	濱砂　光章君
産業振興課長	藤井　　学君	代表監査委員	桑原　正憲君

午前９時00分開会

○事務局長（黒木　宏樹君）　皆様、おはようございます。

議会の開会に先立ち、ご案内いたします。携帯電話をお持ちの方はマナーモードにされるか、電源をお切りくださるようお願いいたします。いま一度ご確認ください。

なお、本定例会はクールビズ対応としております。

それでは、皆様、ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。

○議長（眞鍋　　博）　おはようございます。定刻になりました。

ただいまの出席議員は９名です。

ただいまから、令和８年第７回木城町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

令和８年第７回木城町議会定例会の会期日程予定表及び本日の議事日程については、８月３１日に開催いたしました議会運営委員会で協議の上、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第１．会議録署名議員の指名

○議長（眞鍋　　博）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定により、５番、桑原勝広君、６番、中武良雄君を指名いたします。

日程第２．会期の決定

○議長（眞鍋　　博）　日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から９月１１日までの８日間にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋　　博）　ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から９月１１日までの８日間に決定いたしました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第３．諸報告

○議長（眞鍋　　博）　日程第３、諸報告を行います。

これより、議長の諸般の報告について、議長の会務報告、例月現金出納検査結果の報告、議員派遣の報告を行います。

議長の会務報告、例月現金出納検査結果の報告、議員派遣の報告については、別紙がお手元に配付してありますので、それにより報告に代えます。

これで、議長の諸般の報告を終わります。

次に、町長の行政報告を行います。

まず、町長の政務報告について、次に、報告第４号令和７年度健全化判断比率について、報告第５号令和７年度資金不足比率について、登壇の上、町長の報告を求めます。町長。

○町長（半渡　英俊君）　本日、令和８年第７回木城町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には台風や秋雨前線の影響で大気不安定の中にご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

この件につきましては、現在、昨日からレベル１の早期注意情報を行っておりまして、今朝方はレベル２注意報、ハザードマップの災害リスクを確認してもらうことなどのレベル２の段階であります。

現在、本日の議会終了後、午後からレベル３の警報、いわゆる高齢者等避難を促していきたいと思いますし、また、それに併せまして、現在、避難所開設の準備をしているところであります。

それでは改めまして、日頃から議員の皆様には、小さくてもキラリと光るまちづくりに、ご理解、ご支援、ご助言をいただいておりますことに心から感謝を申し上げます。

まず初めに、７月２８日、熊本県で発生をいたしましたマグニチュード７．１、最大震度７の令和８年熊本地震及び８月１３日から１４日にかけて千葉県を中心に関東地方で発生しました、集中豪雨「令和８年８月千葉豪雨」によりお亡くなりになられた方々に、深く哀悼の意を表しますとともに、被害を受けられました皆様に心よりお見舞いを申し上げます。被災されました皆様の安全と、一日も早く安心して過ごせる日常を取り戻され、被災地域が速やかに復旧・復興へと向かいますよう、心からお祈り申し上げます。

さて、本定例会におきましては、決算認定案６件、未処理欠損金処理１件、未処分利益剰余金処分１件、条例案１件、補正予算案４件、人事案１件、合わせまして１４件の付議事件のご審議をお願い申し上げますとともに、町長の行政報告２件、その他の行政報告１件を報告させていた

だきます。

ご審議くださいまして可決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、政務報告の前に３点報告をさせていただきます。

１点目は、新たに創設いたしました木城町在住者及び出身者で宮崎県または九州代表として大会等に出場する個人または団体等に対し、激励金を交付する木城町スポーツ大会等出場激励金についてであります。

８月２７日現在、全国大会に個人４名が出場し１２万円を、九州大会に１団体と個人６名が出場し２２万円を激励金として贈呈いたしました。特に木城学園生や卒業生がスポーツ部門で大活躍、大躍動していることに感銘をいたしますとともに大きく羽ばたいておられることは木城町の誇りであると思っております。

２点目は、令和６年６月２８日付で、原告久保富士子氏より議会設置者である町長、被告木城町長半渡英俊に対して損害賠償請求事件の訴状の件であります。

この件につきましては、定例会ごとに政務報告の中で報告をさせていただいております。

訴状の内容は、町議会及び町議会議長が、その権限を逸脱して違法な懲罰処分等をなしたことに対する精神的苦痛と、これに対する慰謝料総額１７６万円を請求するというものです。

具体的には、令和５年９月議会における一般質問の不許可、同年１２月議会における懲罰処分及び令和６年１月発行の議会だよりへの掲載で精神的苦痛を受けたとして、国家賠償法第１条第１項に基づく損害賠償１７６万円を請求するというものです。町といたしましては、訴訟代理人弁護士に近藤日出夫弁護士、近藤央国弁護士、松岡孝浩弁護士に依頼し、粛々と対応してまいりました。

６月議会の定例会以降の経過等でありますが、損害賠償請求事件の判決言い渡しが、７月１日に宮崎地方裁判所で行われました。同７月１５日の判決確定に伴い、請求額に対する１６分の１に当たる原告に対する賠償金１１万円及び遅延損害金が確定いたしましたので、同７月２８日の臨時議会にて補正予算を可決していただき、同７月２９日に遅延損害金を合わせた１１万８，３３５円を原告指定の口座に振り込みました。このことにより、約２年に及ぶ裁判が終了いたしました。

町民の皆様には、議会設置者として、また木城町長として、多大なご心配とご迷惑、また不快な思い等をさせましたことにつきましては、心からおわびを申し上げたいと思います。あわせまして、弁護士費用、慰謝料等の支払いに至ったことを心苦しく思っております。

そして、約２年に及び誠心誠意取り組んでいただきました弁護士、職員に心からの感謝とお礼及び多大なご負担をおかけしましたことにおわびを申し上げますとともに、ねぎらいと感謝を申し上げます。

この問題は、これをもって一件落着。心持ちもリセットして、今後は、本来の業務であります小さくてもキラリと光るまちづくりと、よりよい公共サービスの提供及び課題解決に傾注してまいります。

３点目は、故長友和吉様が預託されました文化財問題の件であります。このことにつきましては、定例会ごとに政務報告の中で報告をさせていただいております。

６月議会定例会以降の経過等でありますが、６月議会定例会で報告したことと変わりありません。教育委員会が主体となり、たかなべ法律事務所の高橋康朗弁護士が木城町の交渉代理人となっていただいております。当初１２名の相続人でありましたが、このうち１人の方がお亡くなりになり、その方の相続人２人を加えますと、故長友和吉様の相続人としては１３名となっております。これまで１３名の相続人に対して謝罪と賠償金をお示しした上で、個別に和解解決を図ってきておりまして、９名の方々に賠償金を支払い、和解契約を締結しております。残りの４名は謝罪も賠償金も受け入れないとなっています。引き続き、残りの４名の相続人に対しましては、和解交渉を継続して解決を図ってまいります。

それでは、６月議会定例会以降の町長の政務について、お手元の政務報告により報告させていただきます。

１ページをお開きください。

初めに、６月１３日です。有機農業に関するオーガニックビレッジ全国首長の会の設立総会に、発起人の一人として参加いたしました。１５０を超える自治体がオーガニックビレッジ宣言をしており、今回の設立総会には８２自治体がオーガニックビレッジ全国首長の会に参画いたしました。

会長は千葉県木更津市の渡辺市長、副会長には神奈川県小田原市の加藤市長と奈良県宇陀市の金剛市長、事務局長には京都府亀岡市の桂川市長、私は町村代表の立場で理事に就任をいたしました。

今後、オーガニックの取組を進めるに当たって情報や課題を共有し、協力・連携して国や関係団体等への政策提案や要望活動を行ってまいります。

次に、１４日です。より多くの方々に参加をしていただきたい、見ていただきたいという思いから趣向を変えて、令和６年度から木城町消防フェスタを開催しております。当日は、あいにく悪天候のため、計画を変更して開催をしたところであります。小型ポンプ積載車操法の部は審査を行い、優勝されました第４部が東児湯支部代表として県大会に出場いたしました。

次に、１６日でありますが、午前中は、温泉館湯ららの水神祭が源泉井戸の現場で行われました。私からは、特に源泉の温度が２５度以上を保つよう祈願をしたところであります。この問題につきましては、改めて地域政策課にタイムスケジュール等を含めて指示をいたしております。

夕刻からは、町民が一番楽しみにしています木城ふるさとまつりの第１回実行委員会が開催されました。実行委員長は武吉昌秀さんで、１０月１７日土曜日の開催となりました。

次に、１７日から１８日まで上京し、宮崎県町村会の役員で宮崎県東京事務所、県選出国会議員、総務省及び国交省を表敬訪問し、令和８年度予算等に関するお礼と、令和９年度予算に関する要望の実現に向けて要請活動を行いました。

地元選出国会議員に対しましては、宮崎県町村会を代表いたしまして、私からは町村財政基盤の確立の観点から、町村税源の充実強化について２点要望いたしました。１点目は給付付き税額控除及び食料品に係る消費税の減税について、２点目は自動車関係諸税の見直し及び環境性能割の廃止についての要望をいたしました。とりわけ恒久政策には恒久税源の確保をお願いしたいことと、見直しに当たっては地方の意見を十分に踏まえてもらいたいことを要望したところであります。

次に、１９日でありますが、一般社団法人宮崎県治山林道協会の第１４期定時総会が開催され、災害に強い林道等の路網整備の強力な推進と、切れ目ない治山対策等による緑の国土強靭化の推進を図っていくことを決議いたしました。

なお、役員改選が行われ、引き続き理事を拝命し、副会長に再選をされました。

次に、２３日です。地域おこし協力隊の活動報告会をリバリスで行いました。山本哲也隊員、山本佐和子隊員、牧原円香隊員、黒木慎一郎隊員の４名が、木城町から与えられました課題解決や活性化のための活動の取組と、これからの活動の思いを発表していただきました。地域おこし協力隊は、地域おこしの支援や活性化の支援という新たな担い手であり、引き続き、あらゆる分野で募集をしてまいります。

次に、２６日です。木城町国スポ・障スポ実行委員会総会を開催し、来年の本大会に向けての取組等を協議、確認いたしました。

木城町では、正式競技のスポーツクライミングのリハーサル大会を来年７月３日から４日に、本大会を同じく来年１０月２日から４日にかけて開催いたします。公開競技のエアロビックは来年８月２１日から２２日にかけて、デモンストレーションスポーツのエンジョイエアロビックは来年６月６日に開催することになっております。

なお、開催場所は町営グラウンド及び町体育館であります。

次に、２７日です。木城町ふるさと振興協会主催による４回目の「ここＫＯＮマルシェｉｎ木城町」が、町体育館及びリバリス駐車場で開催されました。キッチンカー、アクセサリーや雑貨などを扱うマルシェなど、ふだんの祭りとは違うイベントでありました。木城町の隠れた魅力の発信はもとより、子供たちに夢を与えるイベント、そして木城町が元気になるイベントとして定着し盛大になってきていること、さらには木城学園生がボランティアとして運営等に携わってい

ただいたことを大変うれしく思っております。

午後からは、全国町村会主催の都市・農山漁村共創社会創造シンポジウムがオンラインで開催され、参加いたしました。今後の中山間地域の自治の在り方について、「賢く縮む（スマートシュリンク）」という考え方を拝聴いたしました。これからの時代、私たちは過度な成長のみを追い求めるのではなく、地域の身の丈に合った豊かさを追求する「賢く縮む（スマートシュリンク）」への転換が求められていることを共感するとともに、併せまして「賢く挑戦（スマートチャレンジ）」することも大事なことだと痛感をいたしました。

次に、３０日です。２０１０年（平成２２年）５月２１日に発生しました口蹄疫から１６年目の畜魂祭を行いました。家畜伝染病阻止の思いを共有し、「常に常在危機の意識を持って防疫の徹底を図っていただきたい」と申し上げました。

次に、７月１日です。第４回木城町議会臨時会を開催し、一般会計補正予算と消防車に係る財産の取得議案を賛成全員で可決していただきました。

補正予算は、物価高騰対策におけるプレミアム付き商品券発行事業費の歳入補正、簡易水道の未整備地域における自家用飲料水施設整備補助金及び高齢者補聴器とシニアカーの助成について可決いただきました。

また、消防本部の水槽付きポンプ車の財産取得についても可決いただきました。

次に、２日から３日にかけて上京いたしました。

２日は、眞鍋議長と共にふるさと財団、県選出国会議員等を訪問し、令和８年度予算等に関するお礼と、令和９年度予算に関する要望活動を行いました。

３日の午前中は、私は全国山村振興連盟の理事会に出席し、令和７年度の事業報告及び収支決算を承認し、令和８年度山村振興関連予算・施策に関する要望書を承認し、政府並びに国会に要請することを確認いたしました。会議終了後、農林水産省の地域振興課の能見課長、山嵜課長補佐、半田係長には、今年度、追加で採択をいただきました山村活性化支援交付金のお礼を申し上げ、今後も引き続きの指導、助言をお願いしたところであります。

午後からは宮崎県東京事務所を表敬訪問し、上京時のいろんな手配等に関してのお礼を申し上げました。

２ページをお開きください。

次に、９日です。町村会役員で知事に対して２０項目にわたる県の予算編成及び施策に関する要望を行いました。特に障害者自立支援給付金につきましては、支援や訓練等のサービス事業費が国庫負担基準額を超過した場合、市町村負担額の財源負担をお願いすることを要望いたしました。併せまして、国スポ・障スポについては、県と市町村が協力して円滑に進めていく必要があることから、競技施設整備費の補助、リハーサル大会の運営費補助等を要望いたしました。

次に、１７日から１８日まで上京いたしました。１７日には、町長就任以来、初めてみやざき・霞が関フォーラムに参加をいたしました。このフォーラムは、国の省庁等の本県出身者及び本県在職経験者等の連携、交流を深めるために開催をされています。木城町出身者では中椎木の加藤晶子さん、それから金永忠之さんが、それぞれ厚生労働省の医療技官、農水省にいらっしゃいまして、当日は加藤晶子さんが参加をされており、大変うれしく、そして頼もしく思ったところであります。

次に、２１日でございますが、農業委員任期満了に伴います初総会を招集いたしました。農業委員会等に関する法律の改正により、平成２９年７月から首長の任命制になっております。併せまして、農業委員の仕事や役割は農地に関する許認可だけではなく、農地等の利用の最適化の推進を強力に進めていくことが必須の業務となりました。６月議会でご承認いただきました６名の委員に委嘱状を交付いたしました。会長には、引き続き久保一美氏が就任されました。

次に、２２日でございますが、高鍋信用金庫木城支店と木城町クーリングシェルター指定の協定式を行いました。熱中症特別警戒アラートが連日発令中でありました。そこで、冷房設備がある施設をクーリングシェルターとして指定し、外出時に休憩や涼を取っていただくものであります。民間施設では初の指定となりました。

高鍋信用金庫は創立１００周年を迎え、これまでフードバンク事業や今回のクーリングシェルター指定など、様々な地域貢献に敬意と感謝を申し上げました。

次に、２３日でありますが、会長を仰せつかっております九州電源地域連絡協議会の総会を鹿児島県薩摩川内市で開催いたしました。宮崎県の１６市町村を含む九州地区９２市町村が会員となって、電源地域の地域振興に対する相互協力体制と組織的な要望活動等を行っております。賛助会員は九州電力株式会社、電源開発株式会社、各県の企業局となっております。現行の補助事業の交付対象要件の緩和と弾力的運用、関連補助金の重点配分と優先的採択等を要望していくことになりました。

次に、２７日ですが、木城町義務教育学校海外派遣事業の出発式を行いました。この事業は令和４年度から始めたもので、５回目の台湾派遣事業となります。姉妹校であります台北市立建成國民中學との訪問、交流等を通じて、次代を担う木城学園の後期課程の生徒が海外の文化や伝統に触れ、交流や体験を通して国際感覚を養い、地域社会に貢献できる人材を育成していきたいと思っております。

３ページをお開きください。

次に、２８日です。第５回木城町議会臨時会を開催し、損害賠償事件に係る一般会計補正予算を賛成多数で可決していただきました。今回の国家賠償請求事件につきましては、７月１日の宮崎地方裁判所からの判決結果を総合的に検討した結果、控訴せず判決を受け入れ、賠償金１１万

９，０００円余りの支払予算を可決していただきました。これにて一件落着です。

同日の午後４時２７分、熊本県熊本地方でマグニチュード７．１、震度７の令和８年熊本地震が発生いたしました。木城町は震度４でありました。発生時間と同時に情報連絡本部を設置し、情報収集等に当たりました。幸いに人的被害もなく、大きな被害もありませんでしたので、午後７時に情報連絡本部を解散いたしました。復旧支援として、社会福祉協議会では、８月３日から義援金の募集を開始しました。

次に３１日。７生産者から２５頭の出品を得て、第４２回木城町肉牛枝肉共励会を開催いたしました。グランドチャンピオンは江藤学さんが受賞されました。２席、３席も江藤学さんが受賞され、優良素畜賞は安田剛さんと牛田光二良さんが受賞され、今回初めて創設いたしました「肉のうまみのオレイン酸が多いＭＵＦＡ」には牛田光二良さんが受賞されました。飼料や資材、燃油の高騰、防疫対策など、大変なご苦労があることとは思いますが、生産者の皆さんが希望を持って継続して良質な肉牛を生産されますよう、引き続き応援、支援をしてまいります。

次に、８月３日でございますが、県道東郷西都線整備促進期成同盟会総会を木城町で開催いたしました。この同盟会は平成５年１０月に、日向市、美郷町、木城町、西都市の首長、議長、議会関係常任委員長で組織され、東郷西都線の抜本的整備の早期実現を目指して、県知事等に対して要望活動を行っています。

今年も過疎対策や山村振興、広域観光振興対策に欠かせない道路である県道東郷西都線について、知事、県議会議長、県土整備部長に対して、１点目に松尾工区、松尾ダム工区、鹿遊工区、平原工区区間の早期完成、２点目に尾鈴橋付近及び松尾トンネル付近、平原工区など未改良区間の早期整備、３点目に事業費の十分な財源確保と道路整備予算の確保について要望することになりました。

次に、４日から５日にかけて上京し、楽天グループ主催の「首長サミット２０２６ＬＧ３０」に参加いたしました。北海道から宮崎まで３０自治体の首長が相集い、総務省提唱の「ふるさと住民登録制度」の可能性や地域と人との新たな関係づくりについて、共に考える貴重な機会となりました。

今後は、楽天グループが持つビッグデータを基にして、地域の担い手不足、観光振興、地場産品振興、ふるさと納税、二地域居住、農山村の活性化など、木城町が直面しております課題解決に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

今後、楽天グループとの包括的連携事業締結及び総務省が提唱しております地域活性化起業人の活用と、ふるさと住民登録制度に取り組んでいくアクションを起こしてまいります。

次に、１２日です。第６回木城町議会臨時会を招集し、一般会計補正予算と「山村と都市をつなぐ交流・関係人口拡大プロジェクト事業」いわゆる川原自然公園整備事業の本体工事に係る工

事請負契約の議案を賛成全員で可決していただきました。このことにより、国民スポーツ大会の本番に向けての施設整備が始まることで、機運も高まってくると思いますし、また、令和６年４月から閉園しておりました川原自然公園の整備がいよいよ始まります。一日も早い公園整備事業に取り組んでまいります。

次に、１５日でございますが、城山忠魂碑前で木城町戦没者供養祭を行いました。春夏秋冬、季節の訪れは変わりありませんが、終戦８１年、戦後は年ごとに遠くなってきていることを実感しております。

ロシアによるウクライナ侵攻、イスラエルとパレスチナの紛争、アメリカとイランの紛争など惨禍の続いている中で、かつ世界の緊張が高まっている今、一人一人が戦災を通じて学び得た教訓を次の世代に伝え、恒久平和を築くために努力していくべきものと思います。

次に、１８日から１９日にかけまして、ふるさと財団地域再生マネージャー事業の現地視察が行われました。末宗理事長、内田地域再生部長、ふるさと財団アドバイザーの和泉客員研究員はじめ７名が来町され、中之又地区の地域再生マネージャー事業が今年度で終了することに伴い、来年度以降の取組や活動に助言と指導をいただきました。今後の取組や活動が大事になってくるものと考えております。

次に、１９日です。国の地域未来交付金等を活用しての「山村と都市をつなぐ交流・関係人口拡大プロジェクト」いわゆる川原自然公園整備事業について、川原地区に工事安全対策と今後の事業スケジュールについて説明会を開催いたしました。川原自然公園整備事業そのものには理解をしていただきましたが、公園周辺の護岸工事などの河川整備、農地冠水、排水整備などの意見をいただきました。今後、県当局に対しまして協議、要望してまいります。

次に、２２日です。県内の消防団員がポンプ、ホースの操作技術を競う第４１回宮崎県消防操法大会が木花の県消防学校グラウンドで開催され、第１分団第４部が小型ポンプ積載車の部に出場し、堂々の２位の栄冠に輝きました。優勝しました日之影町とは１．５ポイント差という僅差であり、しかもタイムは１位というすばらしい成績でした。木城町消防団の歴史に大きな足跡を残す偉業でした。第４部の選手団員並びに消防団関係者に心からの祝福と敬意を表します。

そして、東児湯支部及び木城町消防団の操法技術レベルの高さと木城町の存在感をアピールしていただいたことにも敬意を表し、感謝したいと思います。

４ページをお開きください。

次に、８月２５日から２６日まで、九州電源地域連絡協議会長の私と副会長の熊本県苓北町の山﨑町長で、九州経済産業局並びに資源エネルギー庁及び内閣府に赴き、要望活動を行いました。現行の補助事業の交付対象要件の緩和と弾力的運用、関連補助金の重点配分と、優先採択等を要望いたしました。

世界的にエネルギー事情が厳しい中、電源の安定供給をはじめ、九州の電源地域が果たすべき役割は、ますます重要になっていると認識をしております。そこで、安定した電力供給を目指し、地域振興と住民福祉の向上に尽力してまいります。

せっかくの機会でありましたので、私からは揚水発電所の交付金単価について、現行では一般水力発電所の２分の１となっているところから、電力需要の一時的な急増や再生電源エネルギーの調整機能の面から、一般水力発電所と同等とすることを強く要望いたしました。

次に、２８日です。一ツ瀬川土地改良区管内の宮崎農産西側の牛牧原幹線の口径８００の水路管が８月２１日に破損し、木城町の陣の内地区約２７．４ヘクタール、高鍋町の羽根田地区はじめ約１０７．６ヘクタールに水の供給ができなくなりました。２８日には江藤拓代議士も現状を視察され、本省に対して一日も早い復旧を促していくとの心強い言葉をいただきました。

なお、その後、仮設の応急工事を行い、９月８日に通水予定との連絡を受けております。木城町といたしましては、関係します陣の内地区の生産者にはでき得る限りの支援と応援をしてまいります。

夕刻からは、木城町消防団の在り方に関する検討委員会を開催し、１２名の委員に委嘱状を手交いたしました。今後、団員の確保及び消防団の組織再編等について検討をしていただきます。

なお、委員長には小野浩司総務財政課長に、副委員長には吉良清志消防団長が、委員の互選により選出をされております。

次に、３０日です。高鍋神楽が国の重要無形文化財の指定を受けたことを記念し、地域の方々に文化的価値や重要性を認識していただくことを目的に記念公演が開催されました。

高鍋神楽は旧高鍋藩領内の八坂神社、愛宕神社、白髭神社、平田神社、三納代八幡神社、比木神社の各神社で六社連合大神事として、旧１２月２日から３日にかけて神楽が奉納されています。

昭和４４年に宮崎県無形民俗文化財に、昭和５３年には国の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財に、そして令和８年３月２４日に国の重要無形文化財に指定をされたところであります。国指定に向けて、長年にわたりご尽力いただきました國學院大學名誉教授の小川直之先生はじめ関係各位に深甚なる敬意を表します。

なお、木城町には中之又神楽と比木神楽の２つの国指定となりました。１つの町で２つの国指定は木城町のみであります。ユネスコ無形文化財登録に向けて、日本の神楽から世界の神楽というステージに入りましたので、今後は、地域と日本の宝であります神楽の保存、継承に向けてでき得る限りの支援と応援をしてまいります。

次に、３１日です。第１２回宮崎県防衛議員連盟連絡協議会大会が宮崎観光ホテルで開催され、招待を受けて初めて参加いたしました。この協議会の会員は、県議会及び市町村議会議員の防衛議員連盟の議員で構成され、国の防衛に対する思想の啓発と普及を図ることを目的に活動されて

います。

大会では、明海大学の小谷哲男教授が「現代戦と日本の安全保障」というテーマで講話されました。現代戦の特徴、反撃能力の九州配備、南西諸島防衛における九州の役割、国民保護への備えについて理解を深めることができました。

次に、９月１日です。「山村と都市をつなぐ交流・関係人口拡大プロジェクト事業」本体工事の安全祈願祭に招待を受け、工事施工の安全を祈願いたしました。

ちなみに、工事施工業者は増田・桑原特定建設工事共同企業体で、工事請負費は１５億２，３５０万円で、工期は令和８年８月１２日から令和９年６月１６日までとなっております。

その他の用務につきましては、お手元の政務報告書でご確認いただきますよう申し上げまして、町長の政務報告を終わらせていただきます。

引き続き、町長の行政報告を２件させていただきます。

初めに、報告第４号。報告第４号は、令和７年度健全化判断比率についてであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定により、監査委員の意見を付して報告するものであります。実質公債比率は８．１％となっており、早期健全化基準の２５％を下回っております。

なお、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字がないため算定されません。また、将来負担比率も、将来負担額を充当可能財源等が上回るため算定されません。

最後に報告第５号。報告第５号は、令和７年度資金不足比率についてであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第２２条第１項の規定により、監査委員の意見を付して報告するものであります。木城町簡易水道事業会計、木城町下水道事業会計とも資金不足はありません。

以上で、報告第４号から報告第５号までの行政報告を終わらせていただきます。

○議長（眞鍋　　博）　町長の行政報告が終わりました。

次に、その他の行政報告を行います。

報告第６号教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について、登壇の上、教育委員会教育長の報告を求めます。教育長。

○教育長（恵利　修二君）　失礼いたします。報告第６号をご覧ください。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２６条第１項の規定により、令和７年度の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について報告いたします。

さて、評価等報告書の１ページ以下にありますように、点検評価の考え方及び点検評価項目、点検評価の基準に沿って行った各項目の評価結果を基に、第三者の教育委員会評価等委員の意見を求めて、項目ごとに理由を記述しております。

それでは、令和７年度分の教育委員会評価で新たな取組を行ったところ、またはＢ評価の内容

を中心に報告させていただきます。

４ページをご覧ください。

中項目（２）の教育委員会条例、規則及び規程を制定し、又は改廃することでは、物価上昇などに伴い、食材の価格が高騰する中、栄養バランスを確保した献立内容を維持するため、学校給食の月額改定に合わせて木城町学校給食調理場運営規則の改正を行ったことから、Ａ評価となっております。継続して安心安全なおいしい給食が提供できるところであります。

次に、６ページをご覧ください。

中項目（１）の学校教育の充実の①確かな学力の向上においての１つ目の中点で、学力向上推進員１名、学校支援サポーター１名、学力向上サポーター７名、特別支援サポーター４名を配置し、児童生徒一人一人に応じたきめ細かな教育支援体制の充実を図ったことで学力向上が図られており、４つ目の中点におきまして、５年から９年生を対象にした英単語講座、６年生を対象に英会話基礎講座、後期課程を対象に英検３級対策講座を実施し、英語力向上を図ったことからＡ評価となっており、各種学力調査等で十分な結果につなげているところであります。

次に、７ページをご覧ください。

中項目（１）学校教育の充実、⑧部活動指導等の体制整備につきましては、部活動の地域展開を見据え、検討会を継続的に行い、既存の外部指導者４名を部活動指導員として任用し、体制整備に努めたことから、Ａ評価となっています。

次に、９ページをご覧ください。

９ページの中項目（２）生涯学習の推進と社会教育の充実については、小項目②社会教育の推進については、一番下の中点で、木城学園の児童生徒６年生と８年生が地区の公民館を活用し、地区の方々と実践する活動を通して、安全、防災等に関する意識づけを図り、学園生の地域実践力を向上させることが正しく行われました。

一方で地域担当職員制度についての課題が残るなど、社会教育については新たな取組を図っていく必要があることから、Ｂ評価となっております。

同じく、９ページをご覧ください。

小項目③青少年教育の推進の３つ目の中点で、木城町義務教育学校海外派遣事業を実施し、３泊４日の台湾派遣の中で、姉妹校である台北市立建成國民中學との交流を行いました。

そこには書いておりませんが、３月には建成國民中學より２９名の子供たち、そして学校長を含め５名の先生方が木城学園を訪れ、交流を図ることができ、子供たちへの国際感覚や語学力を育成することにつなげることができました。

また、次の４つ目の中点で、木城っ子冒険プロジェクトとして、１２月に、友情都市、毛呂山町交流事業を実施し、木城学園前期課程２０名と引率者５名を２泊３日の日程で派遣し、新しき

村、歴史民俗資料館等の見学や、毛呂山町の子供たちとの交流のほか、都内の社会科見学も行ったことから、A評価となっております。

さらに、１０ページをご覧ください。

中項目（２）の小項目⑤芸術文化の振興と文化遺産の保護の４つ目の中点で、国指定重要無形民俗文化財として令和５年３月に中之又神楽が国の指定を受けましたが、令和７年度は本町において、この中之又神楽を含む第３回米良の神楽まつりを開催することができました。

次の中点では、高城合戦ウォーキングマップ修正や高城合戦資料看板作成をし、関連史跡の普及啓発につなげることができました。

次に、下から２つ目の点におきまして、比木神楽が高鍋神楽として令和８年３月２４日に国指定重要無形文化財に指定されました。

今後、文化財や文化遺産の保護継承、整備等について、より一層努める必要があるということで、B評価になっております。

最後に１１ページ、中項目（２）、小項目⑥生涯スポーツの振興においては、一番下の中点では、木城ふるさとまつりなどのイベントにおいて、国民スポーツ大会の正式競技となっておりますスポーツクライミングの機運の醸成を図り、木城学園のクラブ活動にもこのスポーツクライミングや、公開競技となっておりますエアロビックを取り入れるなど、学校との連携を推進しており、特にエアロビックではジュニアチーム「チーム木城」を養成し競技に参加するなど、機運の醸成と競技力向上に努めたことから、A評価となっております。

最後になりますが、１２、１３ページは、評価委員の方々によります総合評価をいただき、取りまとめをしております。

各活動、事務等が適切に行われ、引き続き各所との連携を図りながら取り組んでもらいたい。また、社会教育の推進として、令和７年度からサマーワークショップが実施され、公民館を活用しての地区の方々との交流についても、今後継続をお願いしたい。

さらに、２０２７年度国民スポーツ宮崎大会に向けての取組や教育関係の様々なイベントへの取組について、全体的には評価と理解をいただいているところであります。

最後に、ご意見やご提言を今後の教育委員会の管理運営や新たな取組、事業の改善に反映させていきたいと思っております。今後とも様々に工夫し、充実した学校教育、社会教育、木城町の誇る文化財のより一層の保存活用の充実に努めてまいります。

以上で終わります。

○議長（眞鍋　　博）　その他の行政報告が終わりました。

これで諸報告を終わります。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第４．議案第５３号

日程第５．議案第５４号

日程第６．議案第５５号

日程第７．議案第５６号

日程第８．議案第５７号

日程第９．議案第５８号

日程第１０．議案第５９号

日程第１１．議案第６０号

日程第１２．議案第６１号

日程第１３．議案第６２号

日程第１４．議案第６３号

日程第１５．議案第６４号

日程第１６．議案第６５号

日程第１７．議案第６６号

○議長（眞鍋　　博）　次に、議案上程を行います。

提出されました日程第４、議案第５３号から日程第１７、議案第６６号に至る議案については、朗読は省略し、町長から一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（半渡　英俊君）　提案理由を申し上げます。

ただいま上程いただきました議案第５３号から議案第６６号に至る１４議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第５３号。議案第５３号は、令和７年度木城町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。

令和７年度決算説明資料１ページをご覧ください。

令和７年度の現年度分に係る当初予算は５４億5，３００万円でしたが、補正予算等を含めました最終予算は８４億6，９２６万3，０００円となり、前年度予算額８２億８，５９５万3，０００円と比較しますと２．２％増の予算規模となりました。

この予算に対し、決算額は歳入７２億７，７４８万9，０００円、歳出６０億9，７０５万7，０００円で、翌年度に繰越すべき財源１億８，８７４万2，０００円を差し引いた実質収支額は9億9，１６９万円となりました。

一般会計決算につきましては、令和７年度も収支の均衡は取れましたが、町税の減少や社会保障費の増加など、将来の財政の硬直化が予想されることから、これまでどおり財政健全化に努め、住民ニーズに適切に対応した福祉向上と地域の発展、教育の充実、農林業活性化などを図りなが

ら行財政運営を進めてきたところでございます。

なお、歳入歳出の状況につきましては、令和７年度決算説明資料２ページから９ページのとおりであります。

次に、議案第５４号。議案第５４号は、令和７年度木城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

令和７年度決算説明資料１０ページ及び１１ページをご覧ください。

令和７年度決算は、歳入６億８，０６８万７，０００円、歳出６億４，６１４万８，０００円で、差引き３，４５３万９，０００円の実質収支額となりました。

歳入は、県支出金４億５，９２３万円で６７．４％、国民健康保険税１億７９８万７，０００円で１５．９％、繰入金９，７９４万２，０００円で１４．４％の順となっています。

歳出は、保険給付費４億４，０４７万３，０００円で６８．２％、国民健康保険事業費納付金１億５，８７０万７，０００円で２４．６％、総務費２，９６９万４，０００円で４．６％の順となっています。

次に、議案第５５号。議案第５５号は、令和７年度木城町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

令和７年度決算説明資料１２ページから１４ページをご覧ください。

令和７年度の保険事業勘定の決算は、歳入８億８８７万５，０００円、歳出７億３，７０１万４，０００円で、差引き７，１８６万１，０００円の実質収支額となりました。

歳入は、国庫支出金２億２１万円で２４．８％、支払基金交付金１億７，４９０万２，０００円で２１．６％、繰入金１億４，３７３万１，０００円で１７．８％の順となっています。

歳出は、保険給付費５億８，９７２万８，０００円で８０％、地域支援事業費４，９２５万５，０００円で６．７％、総務費３，７５８万３，０００円で５．１％の順となっています。

サービス事業勘定の決算は、歳入１，２６２万６，０００円、歳出１，０４９万２，０００円で、差引き２１３万４，０００円の実質収支額となりました。

歳入は、繰入金８１４万２，０００円で６４．５％、サービス収入３９３万８，０００円で３１．２％の順となっています。

歳出は、サービス事業費７０６万６，０００円で６７．４％、総務管理費２８７万９，０００円で２７．４％の順となっています。

次に、議案第５６号。議案第５６号は、令和７年度木城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

令和７年度決算説明資料１５ページ及び１６ページをご覧ください。

令和７年度の決算は、歳入９，４８８万６，０００円、歳出９，４０４万４，０００円、差引き

８４万２，０００円の実質収支額となりました。

歳入は、後期高齢者医療保険料５，７６９万１，０００円で６０．８％、繰入金３，４６８万円で３６．５％の順となっています。

歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金８，４０８万４，０００円で８９．４％、総務費９０３万９，０００円で９．６％の順となっています。

次に、議案第５７号。議案第５７号は、令和７年度簡易水道事業会計決算認定についてであります。

令和７年度決算における収益的収支につきましては、収入が給水収益、他会計補助金など１億２，７８１万３２６円に対して、支出は、施設の維持管理費、減価償却費などの１億５，１７１万９，７４９円でありました。その結果、当年度純損失が２，３１６万７，５７４円となりました。

また、資本的支出は、建設改良費及び企業債償還金で６，０２８万８，９２７円であります。これらの財源として企業債及び他会計補助金の資本的収入２，９７４万９，０００円を充て、残りの不足額３，０５３万９，９２７円につきましては、引継金で補填しております。

次に、議案第５８号。議案第５８号は、令和７年度木城町下水道事業会計決算認定についてであります。

令和７年度決算における収益的収支につきましては、収入が下水道使用料、他会計補助金など２億１，７１０万２，１７５円に対して、支出は、施設の維持管理費、減価償却費などの１億８，８３０万８，６２６円でありました。その結果、当年度純利益が２，８１８万３，７７１円となりました。

また、資本的支出は、建設改良費及び企業債償還金の１億２，１０３万１，６１３円であります。これらの財源として工事負担金、国庫補助金、企業債の資本的収入５８９万３，２５０円を充て、残りの不足額１億１，５１３万８，３６３円につきましては、当年度消費税、地方消費税資本的収支調整額、減債積立金、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金で補填しております。

次に、議案第５９号。議案第５９号は、令和７年度木城町簡易水道事業会計未処理欠損金の処理についてであります。

令和７年度木城町簡易水道事業会計未処理欠損金２，３１６万７，５７４円を減債積立金として取り崩し処理するに当たり、地方公営企業法第３２条第２項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第６０号。議案第６０号は、令和７年度木城町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてであります。

令和７年度木城町下水道事業会計未処分利益剰余金２，８１８万３，７７１円を資本金への組入れ及び減債積立金として積立するに当たり、地方公営企業法第３２条第２項の規定により、議会

の議決を求めるものであります。

次に、議案第６１号。議案第６１号は、木城町立義務教育学校の施設使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本条例で規定する木城町立義務教育学校の講堂、体育館及びテニスコートは、社会体育施設として貸し出しを行っておりますが、教育課が所管します他の体育施設に関する条例との整合性を図るため、本条例の一部を改正するものであります。

具体的には、使用料の減免に関する条文を新たに追加し、使用料還付に関する条文を本条例から削除した上で、その規定を「木城町立義務教育学校の施設の開放に関する規則」に移行するものであります。

次に、議案第６２号。議案第６２号は、令和８年度木城町一般会計補正予算（第６号）であります。

補正予算（第６号）は、ふるさと住民登録制度の活用に係る楽天ふるさと住民広告掲載事業の実施、並びに都市部に所在する企業等の社員を地方自治体に派遣します地域活性化起業人の活用、また、県補助金を活用したオーガニック市民農園整備事業の実施、そして高城合戦歴史イベントの開催及び旧中央保育所解体工事等を実施するため、予算の総額に歳入歳出それぞれ１億８，０６４万１，０００円を追加し、予算の総額をそれぞれ６４億８，７４７万４，０００円にするものであります。

歳入の主なものは、繰越金増額１億２６８万９，０００円、繰入金増額５，４１９万９，０００円、県支出金増額１，７８４万６，０００円、諸収入増額５８３万８，０００円等であります。

歳出の主なものは、総務費増額６，１１０万６，０００円、予備費増額４，０７２万２，０００円、民生費増額２，４２７万１，０００円、商工費増額２，０５５万９，０００円、農林水産業費増額１，６２４万４，０００円等であります。

次に、議案第６３号。議案第６３号は、令和８年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）であります。

補正予算（第２号）は、予算の総額に歳入歳出それぞれ５０６万６，０００円を追加し、予算の総額をそれぞれ６億９，７４２万８，０００円にするものであります。

歳入は、繰越金増額３６７万円、国民健康保険税増額１３９万６，０００円であります。

歳出は、予備費増額３１９万円、諸支出金増額１８７万６，０００円であります。

次に、議案第６４号。議案第６４号は、令和８年度木城町介護保険特別会計補正予算（第２号）であります。

補正予算（第２号）は、保険事業勘定の予算の総額に歳入歳出それぞれ８，０７３万３，０００円を追加し、予算の総額をそれぞれ８億１，８９１万５，０００円にするものであります。

保険事業勘定の歳入は、繰越金増額７，１８６万円、国庫支出金増額４７９万１，０００円、繰入金増額３６８万１，０００円、県支出金増額４０万１，０００円であります。

歳出は、諸支出金増額５，０１１万４，０００円、基金積立金増額２，０００万円、予備費増額５７９万５，０００円、総務費増額４５７万４，０００円、保険給付費増額２５万円であります。

また、サービス事業勘定の予算の総額に歳入歳出それぞれ２１３万３，０００円を追加し、予算の総額をそれぞれ２，１１３万３，０００円にするものであります。

サービス事業勘定の歳入は、繰越金増額２１３万３，０００円であります。

歳出は、諸支出金増額２１３万４，０００円、予備費減額１，０００円であります。

次に、議案第６５号。議案第６５号は、令和８年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）であります。

補正予算（第１号）は、予算の総額に歳入歳出それぞれ２６３万８，０００円を追加し、予算の総額をそれぞれ１億１６３万８，０００円にするものであります。

歳入は、後期高齢者医療保険料増額２３０万５，０００円、繰越金増額３３万３，０００円であります。

歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金増額２３８万８，０００円、諸支出金増額２５万円であります。

最後に、議案第６６号。議案第６６号は、教育委員会教育長の任命についてであります。

教育委員会教育長であります恵利修二氏の任期が令和８年９月３０日で満了することに伴い、引き続き恵利修二氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は令和８年１０月１日から令和１１年９月３０日までの３年間となります。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご賛同賜りまして、認定、可決、同意をしていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（眞鍋　　博）　町長の提案理由説明が終わりました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第１８．決算審査報告

○議長（眞鍋　　博）　日程第１８、決算審査報告を行います。

令和７年度の一般会計及び特別会計並びに公営企業会計の決算について、代表監査委員より決算審査報告をお願いいたします。代表監査委員。

○代表監査委員（桑原　正憲君）　それでは、決算審査の報告をいたします。

令和７年度の歳入歳出決算書等の提出を受け、去る７月１０日から７月３１日までの日程で、甲斐政治議選監査委員と共に審査をいたしましたので、その結果を要点のみ報告いたします。

審査は、一般会計及び特別会計並びに公営企業会計、基金の運用状況、財産の管理状況について、監査基準によるほか、重点事項によって審査いたしました。

まず、一般会計について、３ページをご覧ください。

歳入総額は７２億７，７４８万９，０００円で、前年度と比べ５億７，６６３万６，０００円の増、歳出総額は６０億９，７０５万７，０００円で、前年度と比べ８億８，５９５万６，０００円の増であります。歳入歳出差引き１１億８，０４３万２，０００円となっており、翌年度へ繰越すべき財源１億８，８７４万２，０００円を差し引いた実質収支は９億９，１６９万円です。この実質収支から前年度実質収支を差し引いた単年度収支は３億２，０２８万４，０００円となっております。

次に、５ページをご覧ください。

財源の構成比を見ると、自主財源は６５．１％、国県依存財源は３４．９％です。自主財源は１０．２％の増で、その主なものは繰入金１６．４％、繰越金５６％の増であります。国県依存財源は５．７％の増で、その主なものは地方交付税２０．４％の増、国庫支出金６２．０％の増であります。全体の対前年度増減率は８．６％の増となっております。

次に、７ページをご覧ください。

町債発行及び償還状況です。町債発行額は２億１４０万円であり、年度末現在高元金は３０億６，３５９万円です。町人口４，６１２人の１人当たりの負担額は６６万４，０００円であります。

次に、８ページをご覧ください。

収入未済額の状況です。収入未済額は６億１１４万６，０００円であり、前年度と比べ６，８９２万円の減です。主に国庫支出金４億５，７５７万４，０００円の減によるものであります。

次に、１２ページをご覧ください。

性質別歳出の状況及び推移では、義務的経費は構成比で見ると３７％、前年度と比べ２．５％の増です。行政的経費については４６．３％で、前年度と比べ６．１％の減、投資的経費については１５．９％で、前年度と比べ３．７％の増、その他の経費については０．８％で、前年度と比べ０．１％の減でありました。

主な増減は、義務的経費で公債費３億９，２７４万１，０００円の増、行政的経費で物件費１億２，４４３万１，０００円の増、投資的経費で普通建設事業費３億４，０１７万５，０００円の増であります。

次に、１４ページをご覧ください。

補助金交付総額は増、委託料も増となっております。委託料は、測量設計工事、電子計算費の増加です。

次に、１５ページをご覧ください。

実質収支比率は３３．６％となっており、前年度と比べ１０．２ポイントの増です。国の地域未来交付金事業によるものです。

次に、経常収支比率は８６．５％で、前年度の８３．２％と比べ３．３ポイントの増です。この比率は高いほど、経常剰余財源が少なく、財政の硬直化が進んでいることを表しています。

次に、財政力指数は０．７１２で、前年度より０．０３５ポイントの減です。財政力指数は高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があると言えます。

次に、公債費負担比率は１０．４％です。公債費の比率は高いほど、財政構造の硬直化が進んでいることを表しています。

次に、標準財政規模は２９億４，８２８万円で、前年度の２８億７，１４８万８，０００円と比べ７，６７９万２，０００円増加しました。この数値は大きいほど、財政力が強いと見ることができます。

続きまして、特別会計についてご報告いたします。

まず、国民健康保険事業特別会計について、１６ページをご覧ください。

歳入総額は６億８，０６８万７，０００円、歳出総額６億４，６１４万７，０００円、歳入歳出差引３，４５４万円となっており、単年度収支は９９９万８，０００円となっております。前年度と比べ、歳入は７，３００万６，０００円の増、歳出は６，３００万７，０００円の増となっております。

次に、１８ページをご覧ください。

国民健康保険税収入済額は１億７９８万７，０００円で、前年度に比べ２５万２，０００円の増であります。収入未済額は６０５万４，０００円で、不納欠損額は０円です。

次に、介護保険特別会計保険事業について、２２ページをご覧ください。

歳入総額８億８８７万５，０００円、歳出総額７億３，７０１万４，０００円であり、実質収支は７，１８６万１，０００円で、実質単年度収支は１，３２７万６，０００円であります。

次に、介護保険特別会計サービス事業について、２７ページをご覧ください。

歳入総額は１，２６２万７，０００円、歳出総額は１，０４９万２，０００円で、実質収支は２１３万４，０００円、実質単年度収支は１５８万８，０００円であります。

次に、後期高齢者医療特別会計について、３０ページをご覧ください。

歳入総額は９，４８８万６，０００円、歳出総額は９，４０４万４，０００円で、実質収支は８４万２，０００円、実質単年度収支は７万６，０００円のマイナスであります。

以上、保険関係です。

それから、３４ページをご覧ください。

３４ページ以降の財産、基金につきましては、適正に運用されていることを確認しました。こ

の３４ページの有価証券ですが、これは令和６年度と令和７年度が同じ数字です。珍しいことです。基金等、それから利子配当金につきましては引き続き慎重に、法令、条例に基づいた運用に取り組まれたいと思います。

以上、令和７年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに基金の運用状況、財産管理状況について審査した結果、それぞれの予算はその目的に沿って効率的に執行され、おおむね所期の目的を果たしているものと認めました。

また、各会計決算及び基金ともに計数に誤りはなく、関係諸帳票、証拠書類も整理されていることを認めました。

それから、簡易水道事業においては経営の健全性と水道利用者の公平な負担を確保するため、未収金対策には万全を期し、収納率の向上に努める必要があります。町民に安心安全な水を届ける使命と受益者負担原則のバランスを考慮し、事業改革を進めていただきますようお願いいたします。

また、本町の下水道は平成１６年３月の供用開始から２２年が経過し、自然環境や生活環境の改善、公衆衛生の向上に大きく寄与してきました。今後も将来の事業環境や課題等を整理し、継続的かつ安定的な運営に努めていただきますようにお願いします。

また、町の観光・教育については、木城温泉館湯ららが２０２６年３月に入館者３５０万人に達し、長年にわたり町内外の利用者に支持されていることが伺えます。

また、みどりの杜木城学園では転入生の増加や、西都児湯内でも上位の学力で、地域の教育力向上に寄与しています。

また、来年度は第８１回国民スポーツ大会が本町でも開かれます。町民の活動を通じたまちづくりの推進につなげたいものであります。

今後も住民の安心、安全に留意し、常に緊張感を持って、必要な行政サービスを確実かつ効率的に実施することを念頭に、健全な財政運営に努めていただきたいと思います。

以上、監査報告といたします。ありがとうございました。

○議長（眞鍋　　博）　代表監査委員の決算審査報告が終わりました。

ここで１０分間の休憩といたします。

午前10時25分休憩

午前10時33分再開

○議長（眞鍋　　博）　休憩前に引き続き会議を開きます。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第１９．決算審査特別委員会の設置及び委員の選任

○議長（眞鍋　　博）　日程第１９、決算審査特別委員会の設置及び委員の選任を議題といたします。

お諮りいたします。議案第５３号令和７年度木城町一般会計歳入歳出決算認定についてから、議案第６０号令和７年度木城町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、９人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋　　博）　ご異議なしと認めます。したがって、議案第５３号から議案第６０号は９人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第６条第４項の規定によって、議長が会議に諮って指名することになっております。委員には、矢野哲也君、荒川浩君、久保富士子君、桑原勝広君、中武良雄君、後藤和実君、甲斐政治君、中竹義一君、そして眞鍋博を指定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋　　博）　ご異議なしと認めます。したがって、決算審査特別委員会の委員は、矢野哲也君、荒川浩君、久保富士子君、桑原勝広君、中武良雄君、後藤和実君、甲斐政治君、中竹義一君、そして眞鍋博の９名を選任することに決定いたしました。

ここで、委員会条例第７条の規定により、決算審査特別委員会を開催し、委員長、副委員長を互選していただきますので、しばらく休憩といたします。

午前10時35分休憩

午前10時35分再開

○議長（眞鍋　　博）　休憩前に引き続き会議を開きます。

決算審査特別委員会の委員長、副委員長が互選されましたので、その結果を報告いたします。

決算審査特別委員会委員長に矢野哲也君、副委員長に荒川浩君が互選されました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第２０．委員会付託の省略

○議長（眞鍋　　博）　日程第２０、委員会付託の省略を議題といたします。

お諮りいたします。議案第６６号については、会議規則第３９条第３項の規定によって、委員会付託を省略することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋　　博）　ご異議なしと認めます。よって、議案第６６号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第２１．議案に対する質疑

○議長（眞鍋　　博）　日程第２１、議案に対する質疑を行います。

これより、提案されました議案第５３号から議案第６６号に至る議案の１議案ごとの質疑を行います。

まず、議案第５３号から議案第６５号に至る議案については総括質疑といたします。

ただし、議案第５３号から議案第６０号の決算認定外８件については決算審査特別委員会において９名で審査を行いますので、質疑を省略いたします。

次に、議案第６６号については委員会の付託を省略することに決定いたしましたので、質疑を行い、討論、採決は最終日に行うことといたします。

これより、議案第６１号から議案第６５号に対する総括質疑を行います。

まず、議案第６１号木城町立義務教育学校の施設使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第６１号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋　　博）　質疑なしと認めます。

次に、議案第６２号令和８年度木城町一般会計補正予算（第６号）を議題といたします。

議案第６２号に対する総括質疑はありませんか。９番、甲斐政治君。

○議員（９番　甲斐　政治君）　最初のほうの２７ページの観光費の中の、１０１の公園費から１０４の木城温泉館「湯らら」事業費までについて、簡単に説明をお願いしたいと思います。

○議長（眞鍋　　博）　地域政策課長。

○地域政策課長（平野　大輔君）　木城町一般会計補正予算（第６号）の資料２６、２７ページの、費目が商工費の観光費のところについての説明をということですので、事業に沿って、簡単に説明をさせていただきたいと思います。

まず、公園費の総額が１，２５９万円９，０００円ですけども、こちらにつきましては、委託料のほうが川原自然公園の周辺の草刈りの委託、それから城山公園の施設管理分の、これは増額を上げているというものがあります。

それから、工事請負費８４０万２，０００円につきましては石河内活性化センターのＬＥＤ化工事、これは当初予算で計上しておりましたけども、物価高騰等によりまして増額をしたいというものと、それから中八重緑地公園の遊具、こちらにつきまして、点検の結果、修繕が必要にな

ったものというものの合計の工事請負費でございます。

その他器具費につきましては３４万４，０００円ですけども、これは石河内活性化センターの硬式テニスのネット、こちらのほうを新調したいというものでございます。

それから、その下、１０２のえほんの郷事業費、こちらのほうが工事請負費として１００万円計上いたしておりますが、これは、えほんの郷のえほん館のほうですけども、エアコンの修繕としまして１００万円を計上いたしたところです。

その下、１０３の郷の駅石河内事業費のほうの工事請負費につきましては、郷の駅石河内の鹿遊茶屋トイレ等のＬＥＤ工事、こちらにつきましても当初予算で計上しておりましたが、その後、物価高騰等によりまして増額が必要になったというもので、追加で計上させていただいたというものでございます。

それから最後に、１０４の木城温泉館「湯らら」事業費で工事請負費として２７５万３，０００円でございますけども、木城温泉館湯ららの浄化槽の部品交換等工事ほか４件ほど工事が必要になるというもので、合計で２７５万３，０００円を計上させていただいたというものでございます。

以上です。

○議長（眞鍋　　博）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋　　博）　以上で、本案に対する総括質疑は終わります。

次に、議案第６３号令和８年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

議案第６３号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋　　博）　質疑なしと認めます。

次に、議案第６４号令和８年度木城町介護保険特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

議案第６４号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋　　博）　質疑なしと認めます。

次に、議案第６５号令和８年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

議案第６５号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋　　博）　質疑なしと認めます。

これより、議案第６６号に対する質疑を行います。

議案第６６号教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。ここで本案に関係する教育長、恵利修二君の退場を求めます。

〔教育長　恵利　修二君　退場〕

○議長（眞鍋　　博）　議案第６６号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋　　博）　質疑なしと認めます。教育長、恵利修二君の着席を求めます。

〔教育長　恵利　修二君　着席〕

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第２２．各常任委員会・特別委員会議案審査付託

○議長（眞鍋　　博）　日程第２２、各常任委員会・特別委員会議案審査付託を議題といたします。

お諮りいたします。第７回木城町議会定例会に付議されました議案の審査については、お手元に審査日程表が配付してあります。このとおり、おのおのの案件を各常任委員会、特別委員会に審査付託し、本会期中にその審査結果報告を求めたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋　　博）　ご異議なしと認めます。よって、議案第５３号から議案第６５号に至る議案については、各常任委員会、特別委員会に審査付託することに決定いたしました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第２３．散会

○議長（眞鍋　　博）　日程第２３、散会。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日５日から６日までは休会、７日月曜日は本会議、午前９時開議で一般質問となっております。

本日は、これで散会といたします。

議員の皆様は控室のほうにお願いいたします。

○事務局長（黒木　宏樹君）　皆様、ご起立ください。一同、礼。お疲れさまでした。

午前10時46分散会